

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

会議に出席した議員

1番	吉田智子	2番	山本順久
3番	玉田晶久	4番	桑名幸夫
5番	出原賢治	6番	森田哲夫
8番	中薮清志	10番	藤澤元之介
11番	首藤佳隆	12番	北川嘉明
13番	中島貞次	14番	清原良典
15番	松浦崇志		

会議に欠席した議員

7番	玉田正典	9番	堀卓史
----	------	----	-----

会議に出席した事務局職員

局長	田中秀彦	書記	蛭井のり子
書記	清水美紀		

説明のため出席した者の職氏名

町長	沖汐守彦	副町長	榮藤雅雄
教育長	糸井香代子	総務部長	森田好紀
生活福祉部長	嶋津一弥	経済建設部長	松谷真利
教育次長	森文彰	財政課長	佐々木信人

（開議 午前10時00分）

○議長（松浦崇志） 皆さんおはようございます。

令和5年第4回太子町議会定例会第2日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

なお、本日は玉田正典議員、堀卓史議員は体調不良のため欠席されます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、ただいまから令和5年第4回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（松浦崇志） 日程第1、一般質問を行います。

質問される議員諸君に申し上げます。

質問は通告に従って行ってください。一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快にお願いします。さらに、時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 おはようございます。

議員番号3番、日本共産党、玉田晶久でございます。質問の通告書に従って一般質問をさせていただきます。

まず第1点目、町内の小・中学校の給食費の無償化についてであります。

物価高騰は町民の生活を苦しめております。とりわけ、子育て世代に貧困と格差を広げ、経済的に困難な家庭が増加しております。また、海外からの食糧供給が気候変動、あるいは紛争などによって不安定となり、さらに、円安が追い打ちをかけ、食品価格の高騰が給食費の値上げへの懸念にもつながっております。給食費は、月1人当たり四、五千人かかるために、多子世帯は月1万円以上になることもあって、子育て世帯に大きな負担となっております。

学校給食は、戦後間もなく子供の栄養状態の改善を目的に始められ、今日では食を通じて子供の心身の健全な発達を目的とし、食育の推進をうたっております。学校給食は、人間の基本である食事、食文化を伝える教育の柱の1つで、またセーフティーネットの機能も果たし、給食費無償化を求める声はますます大きくなっております。

県内では、明石市とたつの市の中学校が、あるいは相生市と加西市の小・中学校が無償化をしている、こういうふう聞いております。本町では令和5年度より、小・中学校の給食費のうち主食費相当額を公費負担として一部補助を開始し、無償化への緒に就いております。

そこで、次の下記の点を質問いたします。

(1)町内の学校給食費について。

①令和5年度の小・中学校の給食費、これは小学校と中学校の別でお願いをします。全体の概算額は幾らになるのかをお尋ねをいたします。

②令和5年度で、公費負担を予定している主食費の相当額、これも小学校と中学校の別で幾らになるのかをお尋ねをいたします。

③公費負担をした主食費相当額の全体給食費に占める割合は幾らになるか、お尋ねをいたします。

(2)今後の学校給食完全無償化に向けてのスケジュールについてお尋ねをいたします。

①例えば中学校と小学校で実施時期をずらすことや、あるいは副食費の半額を補助するなど、段階的な実施を考えているのかどうかをお尋ねをいたします。

②小・中学校給食費無償化の完全実施の目標年をお尋ねをいたします。

③県内の自治体間で格差が生じないように、県にも補助を求めるべきだと考えますけれども、当局の考え方をお尋ねをいたします。

以上、お願いをいたします。

○議長（松浦崇志） 教育次長。

○教育次長（森 文彰） それでは、お答えさせていただきます。

まず、(1)の①でございます。

令和5年度の小・中学校の給食費の全体の概算額はということでございますけれども、小学校で9,004万6,656円、中学校で5,339万5,950円、合計1億4,344万2,606円ということでございます。

続いて、②主食費相当額ということでございますけれども、令和5年度で公費負担を予定してお

る主食費相当額でございますけども、小学校で1,068万1,000円、中学校で574万1,500円、合計で1,642万2,500円でございます。

続いて、③公費負担した主食費相当額の全体給食費に占める割合でございますけども、11.4%でございます。

続いて、(2)の①でございます。

沖汐町長の選挙公約にあります「30のお約束」での「給食費の無償化または一部補助を実施します」との中で、「将来的な給食費の無償化に向け、まず小学生、中学生の主食費を無償化します」としまして、令和5年度につきましては、主食費相当額として1人当たり1カ月500円を給食費から免除しておるところでございます。議員御指摘の給食費の完全無償化につきましては、現在も変わりなく、任期中の実現を目指すものではありませんけども、御承知のとおり、近年、電気代をはじめとした光熱水費や食材費等の物価が高騰している大変厳しい状況でもありますので、現段階におきましては国等の動向も注視しつつ、町全体の財政状況も勘案しながら総合的に検討してまいるものとしております。

続いて、②でございます。

目標年ということでございますが、先ほどの答弁のとおり、物価高騰の状況もあわせまして、町全体の財政状況も勘案しながら総合的に検討してまいるということでございます。

それから、③県にも補助を求めるべきと思うがという点についてでございます。既に、県町教育長会が県教育委員会を通じて国に、また西播磨市町長会が国に要望書を提出するなどしておりまして、町教育委員会としましても、今後は必要に応じて国や県に補助等の要望を提出させていただいて、給食費完全無償化に向けて努力していきたい、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 (1)の①と②の数字をもう一度お願いをいたします。ゆっくりとお願いします。

○議長（松浦崇志） 教育次長。

○教育次長（森 文彰） まず、①でございます。小学校9,004万6,656円、中学校5,339万5,950円、合計で1億4,344万2,606円でございます。

②の令和5年度で公費負担を予定している主食費相当額でございます。小学校で1,068万1,000円、中学校で574万1,500円、合計で1,642万2,500円でございます。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 ありがとうございます。

(2)の③なのですけれども、県内の自治体間で格差が生じないように、国あるいは県にも教育委員会なり、西播磨市町長会を通じて要望書を出している、こういうことでありますけれども、ぜひ強く実現を求めていただきたいというふうに思っております。

それから、できたら完全無償化については沖汐町長の任期中というか、1期目の任期中というふうにやりたいというふうに受け止めましたけれども、当然答弁でありましたように、諸物価の高騰、あるいは町財政の問題等々とも絡みますので、その点は理解はできるのですけれども、やはり事新しいことをやろうとすれば、町財政に限りがあるわけですから、どこかで財政的に削るといいますか、あるものをなくして新しいものを加えていく、こういう施策が必要ではないかというふうに考えておるのですけれども、学校教育の場でそういう、ここを削ろうというようなことは考えておられるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（松浦崇志） 教育次長。

○教育次長（森 文彰） 現在のところ、ここを削って給食費無償化に向けた財源にするということは、特段今のところは考えておりません。

以上です。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 では、次の質問に移ります。

2番目、高校生等の医療費の無料化についてであります。

高校生等というふうに書きましたけれども、いわゆる高校1年生から3年生までの年齢に相当する子供、つまり中学校を卒業して働いておられる方等を含めて高校生等、こういうふうはこの場では定義づけたいというふうに思っております。

平成27年度まで、兵庫県内で高校生等の医療費を無料とする市町はありませんでしたけれども、10年弱の間で県内市町の9割にまで無料化が広がっております。子供とその保護者は、無料だからではなくて必要だから受診するのであって、金銭的なハードルはなくすべきだというふうに考えております。したがって、本来であれば国の責任において全国一律で窓口負担は無料とすべきでありますけれども、その実現を求めるとともに県や各市町が先行して無料化を実現していくことが重要であると考えております。本町においては、来年、令和6年1月診療分より高校生等の入院費用を無料化すると、こういうことが決まっております。

そこで、次の点を質問をいたします。

(1)医療費の無料化について。

①所得制限なしで、高校生等における通院、入院に区分して、これに係る全体概算金額をお尋ねをいたします。

②県内他市町の事例を見ると、所得制限の有無あるいは通院と入院の区別、多子世帯、例えば姫路市では3人以上のみが対象になったり、子供の年齢区分など様々な条件で異なっているのが現状であります。本町の場合、所得制限なしの考え方で制度設計を進めるという考えでよいかということであります。

それから(2)今後のスケジュールについて。

①段階的に無料化の拡大を図っていくことが考えられますけれども、その方向性をお尋ねをいたします。

②高校生等の医療費無料化の完全実施目標年をお尋ねいたします。

③県内の自治体間で格差が生じないように県にも補助を求めるべきだと考えますけれども、当局の考え方をお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） それではお答えいたします。

まず、(1)①、②とございますけれども、一括して答弁させていただきます。

高校生の医療費につきましては、そこだけを抽出したような資料がございませんので、現在補助対象としております中学校1年生から3年生の医療費を参考に算出したところ、受給対象者はおおむね毎年約1,150名程度となりまして、町の助成額は入院につきましては年間約200万円、通院で年間約3,000万円と試算しております。これにつきましては、県の補助がございませんので、全額太子町の負担となってきます。

それから、県内他市町では、所得制限を設けているところとか学生に限定しているところ、また所得制限と子供の人数等で制限をかけているところがございますけれども、本町におきましてはそういった条件を付さずに無償化を考えておるところでございます。今回、入院について上程

させていただきます。議案第43号に示しているとおりでございます。

(2)につきましても、まとめて答弁させていただきます。

今後のスケジュールにつきましては、子育て支援策としてのこども医療費の無償化は、自治体間での格差をなくして全ての子供に必要な医療が保障されることが必要と考え、町村会を通じまして県に制度の拡充を要望してございます。また、同様に県の知事会からも国に対しまして全国一律の制度創設を求める要望書が提出されております。高校生等に係る医療費無償化の拡充につきましては、今後の国、県の動向を注視しながら、本町の厳しい財政状況、先行して実施しております入院医療費助成の状況等を含めまして、今後総合的に検討してまいりたいと考えております。時期については未定でございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 先ほど、時期については未定というふうに答弁いただいたわけですが、これは(2)、②のいわゆる完全実施の目標年というふうに捉えてよろしいですか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 段階的なことも御質問あるのですが、それも含めまして未定という答弁でございます。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 先ほど言いましたように、10年弱の間でそれこそ県内の市町の9割が無料化になっているという、そういう情勢も踏まえて、太子町が先頭を切れとは言っていないので、まあまあそこそのスピード感を持って、完全実施の無料化について、できるだけ早く目標が到達できるように努力をお願いしたいというふうに思っております。

次、3番目の項目に移らせていただきます。

高齢者の補聴器購入の補助についてであります。

超高齢化社会となって、高齢者の社会生活も困難を抱えております。難聴で通常の日常会話が理解できにくくなるために会話が控えになって、いずれは認知症の初期段階になっていく方もいらっしゃると思います。それ以外に、様々な障害が年を取ることによって待ち受けているのが高齢者であります。しかし、それらの障害を解消するための措置も行政として必要であろうというふうに考えております。令和4年度から兵庫県が始めましたけれども、今年度については兵庫県が高齢者補聴器購入補助制度、これは上限2万円でありまして、先着50名で既に定員に達しており、こういう状況を踏まえて町が補助制度を導入すべきではないかということで、以下の質問を行います。

(1)町で補聴器購入補助制度の創設を検討すべきだと考えておりますけれども、当局の考え方を伺います。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） お答えいたします。

補聴器購入費用の補助につきましては、難聴高齢者ということでは補助してございませんけれども、一定の聴力の基準を満たす身体障害者手帳をお持ちの方については、補装具費として支給してございます。加齢に伴う聴力の低下は、社会参加の意欲を減退させ、認知機能の低下とかフレイル状態につながると言われてございます。議員御指摘のように、令和4年度と令和5年度におきまして、兵庫県におきまして補聴器の使用前後における社会参加活動の状況の変化に関するアンケート、このアンケート調査に協力するという条件の下、身体障害者手帳をお持ちでない高齢者を対象に上限2万円補聴器の購入費用を補助する事業が行われてございます。本町におき

ましては、補聴器の購入費用の補助が認知症とかフレイル予防につながる社会参加活動に資するものであるか、今後県が行っておりますアンケート調査を基に分析調査結果などの状況を参考にいたしまして検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 沖汐町長、通告はしてないのですけれども、補聴器の値段ってどれくらいか御存じですか。

○議長（松浦崇志） 町長。

○町長（沖汐守彦） 私の母は何十万円という、あれもピンキリだというふうに思います。まして、特別支援学校に通ってる人工内耳の子供たちは100万円します、人工内耳を入れるの。今、確かにこういう障害がある子供たちの支援の中で——今話が通告にありませんけれども、人工内耳100万円のうち、太子町が今助成してるのが10万円です。だから、そういうのを何とか底上げをしてやりたいなあというものも持っております。回答になったかどうか分かりませんが、補聴器はピンからキリだというふうに聞いております。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 町長、ありがとうございます。

ここにある眼鏡の広告を私持ってきたのですけれども、確かに町長が言われるようにピンキリであって、片耳で今このチラシで出る分で10万円ぐらいから30万円、40万円するような価格のものが出ております。これは充電式であったり、電池式であったり、様々でありますけれども、それにしても高齢者の年金生活者にとってはこれらの10万円から30万円、40万円のお金が一月の年金では到底支払いできないような、こういう高額な金額になっておるわけです。私も、知り合いに両親、父親の方ですけれども、父親の方が耳が聞こえなくなって補聴器を買って渡したと。3万円ぐらいだったらしいのですけど、両親に渡したところがさっぱり聞こえへんと、補聴器をつけたけれども全然改善がされないという、こういう状態であったというようなことも聞いてます。

そこで、今答弁にありましたように、身障者に対してはそういう一定の補助があるということでもありますけれども、障害者手帳を持たなくても耳が聞こえない、こういうお年寄りというのは本当にたくさんいるわけで、これらの方に兵庫県から去年度から手をつけておるわけですけれども、まだまだ2万円の補助ではこういう高額な補聴器を購入するには程遠い補助額になってるというふうに言わざるを得ないと思います。ぜひ、太子町でもこれらのことを検討していただきたいというふうに思うのですけど、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（松浦崇志） 町長。

○町長（沖汐守彦） 高齢者の支援について、本当に私も子育て環境、子供の教育充実ということで第一に上げましたけれども、やはり高齢者の支援も非常に重要だと思っております。今、議員御指摘の補聴器の問題もそうです。あるいは、運転免許証を返納したので何とかそういう公共交通の問題も考えてくれないか、あるいは車は家にあるけれども、昼間は息子が仕事でいないので何とかタクシー券の助成拡充してもらえないか等々、いろんな方々からお聞きもしておりますので、そういう高齢者の支援についてはまた財源もありますので、総合的に今後予算編成の中で、あるいは関係機関の皆様の御意見も聞きながら、総合的にまた判断はさせていただきます。ただ、この補聴器の問題は県のほうが今アンケートを取って、一応状況がどうなのかということで、この2年間を取って今回考察をするということですので、そういうことも踏まえながら、あるいは県の補助事業の有無も見ながら検討はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松浦崇志） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 以上で質問を終わります。

○議長（松浦崇志） 以上で玉田晶久議員の一般質問は終わりました。

次、山本順久議員。

○山本順久議員 おはようございます。

議席番号2番、公明党、山本順久です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

1、自転車用ヘルメット購入補助について。

今年4月に改正道路交通法が施行され、自転車利用者のヘルメット着用は努力義務化された。非着用で頭部を損傷した場合の致死率は着用時の2.1倍とされています。着用率は4月以降、上昇してはいるが、警察庁によると6月で15.6%と低い状況であります。対策として、着用の啓発活動の強化とヘルメット購入の補助が有効であると言われています。本町においても、上記の2点を実行すべきだと考えております。

(1)ヘルメット着用への啓発活動はしているのか。

(2)購入補助について、どう考えるのか。

以上、2点質問させていただきます。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） お答えいたします。

まず、(1)のヘルメット着用への啓発活動はしているのかということにつきまして、議員御指摘のとおり、道路交通法の改正が行われまして、本年4月1日より自転車乗車時のヘルメットの着用が努力義務化されております。本町におきましては、様々な媒体を用いまして広報活動を行っているところでございます。まず、本年3月16日には町の公式LINE、こちらを通じまして、自転車ヘルメットが努力義務化される旨を周知いたしております。また、町のホームページにおきましても、兵庫県警が作成しましたチラシと併せまして掲載するとともに、「広報たいし」におきましては令和5年5月号におきまして、自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底を呼びかけているところでございます。また、5月11日から20日の間に行われました春の交通安全運動期間、この期間中には防災行政無線を用いて、2回にわたりまして自転車利用時のヘルメット着用を呼びかけ、5月16日にはマックスバリュ太子南店で行いました街頭啓発におきましても、ヘルメット着用を呼びかけるチラシを配布いたしたところでございます。

議員御指摘のとおり、現在のところヘルメット着用率は決して高いものではございません。より多くの人に着用いただくべく、日常の広報活動とか、年4回行っております交通安全運動期間のキャンペーン等を通じまして、啓発活動を継続して進めてまいりたいと考えております。

続きまして、(2)の購入補助についてどう考えるかでございます。

ヘルメット購入補助事業につきましては、令和5年6月の時点におきまして、兵庫県が県下41市町に対して状況確認の調査を実施されております。それによりますと、実施していますと答えたところが県下で2市でございまして、高砂市と宍粟市、この2市でございます。また、姫路市におきましては、この秋からの補助制度創設を検討しているという旨が報道されてございます。

こういったヘルメットについて、京都府の京都府警が今年の2月にアンケート調査を行っておりますけれども、それによりますと、自転車の乗用時にヘルメットを着用しない理由、これを尋ねておるのでも、最も多かった理由が努力義務にすぎないから、これが31%で一番多く、続いてみんながかぶっていないからが23%、日本人らしい回答かなあと思います。3番目に

髪型が崩れるから、これが11%と続いてございます。こういった調査結果から、購入費用がかかるからという回答は少ないということで、購入補助事業を創設することがすぐに着用率向上につながるのかという疑問もあるところでございます。

補助制度創設につきましては、現段階ではすぐに実施する予定としてはおりませんけれども、住民の皆様のお声を踏まえるとともに、兵庫県とか近隣団体の動向等を注視しながら、引き続き研究してまいりたいと考えております。ヘルメットの着用が自らの命と体を守る有効な手段であることを様々な媒体を通じ、広報いたしまして、ヘルメット着用に向けた意識醸成に進んでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 山本順久議員。

○山本順久議員 ありがとうございます。

いろいろ広報活動をしていただいておりますが、高校生の着用率が全国的に見ましても非常に低い数値を示しております。太子町におきましても、太子高校がございしますが、太子高校の生徒がヘルメットをかぶってる姿を残念ながらは私はあまりお見かけすることはございません。そういう意味も含めまして、学校等との連携を取っていただいて、太子高校だけではございませんが、中学校、高校、小学校、幼稚園など学校との連携を取りながら周知の活動をしていただくという、その点に関してはどのようにお考えしているのでしょうか。

○議長（松浦崇志） 教育長。

○教育長（糸井香代子） 学校についてお答えいたします。

町内の学校におきましては、次の2点の指導を行っております。

まず、小学校につきましては学校の決まり、または暮らしの決まり等を定めておりまして、自転車に乗車する際は必ずヘルメットを着用する旨を明記しております。それを基に、児童や保護者に適宜指導をしております。

また、中学校につきましては、学校への通学時、部活動などで自転車を使用する際には必ずヘルメットを着用するよう校則に明記をしております。大切な命を守るという観点から、放課後等にプライベートで自転車を使う際にも積極的にヘルメットを着用するよう、生徒、保護者に今後も継続して啓発をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 山本順久議員。

○山本順久議員 ありがとうございます。

あと、先ほど補助のほうに関して、着用しない理由がヘルメットの値段が高くて買えないという、そういう理由ではないから、補助についてはちょっと慎重になるというようなお話を伺いましたが、ちょっとアンケートの結果を少し紹介させていただきますと、今回の道路交通法、努力義務ではございますが、13歳未満のお子さんに関しましては保護者の方に努力義務が生じてくるわけです。しかしながら、その保護者の方に自分たちに子供たちの安全を守るというふうにヘルメットを着用させないといけないという自覚が実は残念ながら行き届いておりません。子供がヘルメットを着用してない保護者の方に、保護者の方がちゃんと努力義務で子供にヘルメットを着用させないといけないのですよというお話をしますと、約7割の方がうちの子供にもヘルメットを着用させるという、そういうアンケートの結果が出てきております。

それで、ちょっと変な言い方ですが、いろんな市町村で補助の制度がありますけれども、姫路市なんかの場合は65歳以上の高齢者と高校生世代、いわゆる着用率の低いところに年齢制限をして補助しております。太子町におきましては、14歳以下の年少人口率の高い地域でございます。

財源のこともございますので、小さいお子さんとか年齢制限とかしていただいて結構だと思いますので、その代わり、今僕が申し上げたとおり、保護者の方にしっかりと周知をして、期間を限定していただいて結構ですので、今だったら町で1,000円の補助を出しますよというような周知と補助のセット、組合せでやるのがすごい効果があるのではないかというふうに私は考えておりますが、その辺に関してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（松浦崇志） 教育長。

○教育長（糸井香代子） 子供、保護者への周知ということと併せてお答えをいたします。

今、議員おっしゃいました保護者への周知という点については、幼・小・中の保護者には学校、園を通じまして、また改めてそういう周知もしていきたいというふうに考えておりますし、教育委員会としまして、子供たち、中学校の登下校、部活はもちろん今かぶっておりますけれども、小学生も含めまして、プライベートで自転車に乗るときにどういう補助をすれば着用率が上がるのか、そういうことをしっかり考えながら、有効な補助の在り方については今後研究、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 山本順久議員。

○山本順久議員 ありがとうございます。

命を守るためにヘルメットの着用というのは本当に大事なことであります。引き続き、皆様方にも啓発活動を共々にしてまいりたいと思いますので、補助のことも考えながら今後いろいろ考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

この点に関しましては質問を終了します。

次、2点目に行かせていただきます。

小・中学校の体育館にもエアコンを。

近年の暑さは異常でございます。熱中症対策として、小・中学校の体育館にもエアコンが必要ではないかと考えます。また、体育館は災害時に住民の避難所にもなるため、避難所生活の質の向上という観点からも早期に導入すべきであると考えます。

(1)町として小・中学校の体育館にエアコンを設置する計画はあるのか。

(2)総務省、文部科学省、環境省など国の支援制度の活用についてはどのように考えているのか。

(3)設置をする場合、どのような空調設備が適しているかと考えるか。

以上、3点を御質問します。

○議長（松浦崇志） 教育次長。

○教育次長（森 文彰） それでは、お答えいたします。

(1)でございます。

本町は、令和元年度に小・中学校の普通教室へ、令和4年度に特別教室へ空調設備の設置を進めてきております。しかしながら、体育館に関しましては床面積だけではなく、高さもある非常に広大な空間である上に、教室とは異なり、児童・生徒の生活時間が限られていることもありまして、体育館に空調を設置する計画というのは現在のところございません。

猛暑の時期は暑さ指数を測定し、熱中症の危険がある場合は運動や行事を取りやめるよう指導するなど、引き続き対策を強化してまいりたいと思っております。

(2)でございます。

体育館へ空調設備の導入を検討する際に、国の支援策としましては文科省の所管する学校施設環境改善交付金が考えられます。本交付金は、1校当たり対象工事費の上限が7,000万円で、補

助は令和7年度までは2分の1となっていることから、3,500万円を上限として支援を受けることができます。しかしながら、当該交付金を活用するには体育館に断熱性があることが前提の要件であり、空調設置工事と併せまして断熱性確保のための工事が必要になり、町の持ち出しといえますか、費用のほうも高額になってまいるというふうに考えております。

(3)でございます。

空調設備の導入は予定しておりませんが、災害時に避難所になることも考慮しまして、災害時の調達協定等によりまして、大規模災害の発生で体育館を避難所として開設する場合には、外部からレンタル空調等の確保について防災担当課とともに研究をしてみたいということでございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 山本順久議員。

○山本順久議員 ありがとうございます。

町としては今のところ計画はないということなのですが、近年の暑さを考慮しますと、もう行く行くは何とかやっつけていかなきゃいけない事案だと私は考えております。皆さんと意見を交換しながら、何とか早期に実現できるように取り組んでまいりたいと思います。やっぱり、費用的にすごい高額になるということでございましたが、それは太子町も4小学校、中学校2校、それ全部合わせるともうとんでもなくてできないとおっしゃってるのか、1校だけだったら何とかいけるのか、ちょっとその辺をお聞きしてよろしいでしょうか。

○議長（松浦崇志） 教育次長。

○教育次長（森 文彰） 6校全部とか1校だけとか、そういったことを念頭に置いて申し上げたわけでもないのですが、今現在、断熱材というようなものを併せて工事するとなりますと、通常のエアコンを設置するだけではなくて、当然施設の大規模改修というような形になってきますので、当然のことながら多額の費用が出てまいるということでございます。

以上です。

○議長（松浦崇志） 山本順久議員。

○山本順久議員 教育的な観点からいきますと、平等性とかございますので、4小学校と2中学校を同時にできたらいいと思うのですが、災害時の避難場所と考えました場合に、どこか1か所でもいいから大きな体育館で冷房がきくところ、空調がついてるところを太子町としても1か所でもいいから確保できたら、非常に心強いことになると思うのですが、その辺に関しては防災という観点からどのようにお考えでしょうか。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 防災の面から回答させていただきます。

まず、避難所開設につきましては、まず1次避難所として各地区の公民館等から順次開設のほうをしていきます。大規模な災害等が発生した場合に体育館ということにもなるのですが、今普通教室、特別教室のほうも冷暖房、エアコンのほうはついておりますので、まずそちらのほう、そういう暑い時期となりますと、そういったとこの活用も学校のほうと協議しながら実施していくということが今できることかなあというふうに考えております。

○議長（松浦崇志） 山本順久議員。

○山本順久議員 分かりました。

やっぱり、お金がすごいかかることで大変難しい問題だとは思いますが、今後とも引き続き協議のほうを継続してやっていただきたいと思います。私どものほうでも、いろいろ調査いたしまして何かいい方法がございましたら提案させていただきますので、よろしく願いいたします。

す。

以上で質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松浦崇志） 以上で山本順久議員の一般質問は終わりました。

次、中島貞次議員。

○中島貞次議員 13番、公明党、中島貞次でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

まず1番、教師用献本について。

小・中学校の学習教材には、教科書と副読本や計算ドリル等の教材があります。それらは、教師に対して無償で提供されてきた実態があります。しかし、近年の少子化による受注数の減少や原材料価格の高騰、物流経費の上昇の影響を受け、教材を提供する会社では採算が取れなくなっていると聞いております。そのため、今まで教師に対して無償提供してきました教材について、有償を求めていく流れになっています。そうすると、教師の費用負担が発生する可能性があるという聞いております。

以下の点についてお尋ねします。

- (1)教師1人が持つ副読本等は大体何冊ぐらいになるのでしょうか。
- (2)町内の小・中学校における教師用教材の有償、無償の実態についてお尋ねします。
- (3)教師用教材の有償化の流れについて把握しておられますか。
- (4)町として教師用教材についての公費負担の考え方について尋ねます。

以上です。

○議長（松浦崇志） 教育長。

○教育長（糸井香代子） 教師用献本についてお答えをいたします。

まず、(1)教師1人が持つ副読本等は何冊ぐらいになるのかについてでございますが、現在各小・中学校で使用しているドリル等の教材は学年によって多少の違いはございますが、小学校で児童1人年間10から十数冊程度、中学校では教科によっても違いがありますが、生徒1人1教科につき2冊から5冊程度となり、教師1人が持つ冊数もほぼその数と同数となります。

次に、(2)町内小・中学校における教師用教材の有償、無償の実態でございますが、教師用の教科書につきましては、教科書会社から無償で提供してもらうということはございません。従来から公費で購入をしております。ドリル等の教材につきましては、必要となる教師分の冊数を業者から無償で提供をさせていただいております。

続いて、(3)教師用教材の有償化の流れについて把握をしているかとの質問でございますが、これにつきましては教育委員会も学校も今回の議員の御質問により把握したところでございます。

したがって、(4)の町として教師用教材について公費負担の考えはあるのかにつきましても、今後有償ということになれば公費負担を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今、4点についてお答えいただきました。私は深く質問する気はないのですが、先生によってかなり副読本の冊数が違うのかなあというふうには聞いておりますし、あと学期ごとに計算ドリルとか、そういうものは購入といたしますか、1学期分だけ終わったら、それで年間でなしに2学期になったらまたドリル、3学期になったらまたドリルとか、そういうふういろいろなことがあるというふうなことは聞いております。また、市町村によっては教科の一部負担をしているというところも聞いておりますし、いや私はそんなことはしないという全く突

っぱねている市町もありますし、あるいは都市部なのでしょうけれども、無償でしますよというときに、いやいやこっち、こっちというのは当局のほうですけれども、いやいやそれについてはちゃんと負担しますよというふうな、県下41市町それぞれ現状ではばらばらな対応であるということはお聞きしましたので、今後どうなるか分かりませんが、(4)についてお答えいただいて、また特にここは揖龍の連携というか、つながりもありますので、その辺はまた姫路市との関連とかありますので、またその辺は流れに応じて検討していただけたらなあということで今日は終わりますので、またよろしくをお願いします。

次、2点目に行きます。環境美化についてでございます。

人とそれを取り巻く環境の間には、密接な関係があると言われております。人は人間が住みよい環境をつくることができますし、そのつくられた環境が人間性を育み、心豊かな生活を送ることができる。できるだけ住みよい社会を実現するためには、個人の力も必要ですが、個人の力ではどうしてもできない場合があります。そこに行政の力が必要となってくると思います。町の所有物については、町が責任を持って町民が住みよい環境にするべきだと思います。

太子町の環境保全基本条例によりますと、第1条、環境に関する施策の基本となる事項を定めることにより、住民の善良の風俗を保持し、健全なる環境の保全を図り、もって住民の快適かつ文化的な生活の確保と公共の福祉を増進することを目的とするというような基本条例が太子町にはございます。中身は、いろいろこれから質問いたしますけれども、その部分以外のいろんな部分があって多岐にわたっているのですけれども、基本は第1条にあるとおりでございます。

そこで、以下の点について尋ねます。

(1)特に町民から意見が多いのは、生活道路以外の樹木や草花の剪定及び雑草処理であります。どのような計画性を持って実施しておられるのでしょうか。

(2)都市公園等については、年何回定期的に現地確認し、雑草やごみ等の処分をしておられるのか。

(3)太子町は美しい町と誰からも言われるようにまちづくりを進めていくべきだと考えますが、当局の考えを聞きます。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 環境美化についての御質問でございます。お答えをさせていただきます。

まず、1点目の生活道路以外ということで、ここでお答えさせていただきますのは町所有の比較的面積の広い普通財産ということでお答えをさせていただきたいと思っております。

庁舎でありますとか学校でありますとかという、こういう公共施設につきましては、各施設管理者が日常の管理を行っておるところでございますが、用途廃止をいたしました施設——いわゆる普通財産でございますが——その面積の大きな普通財産につきましては年に数回、これは2回とか3回とか、その施設で計画を持っておるわけでございますが、繁茂の状態でありましてか気候状況に留意しながら業者に委託をすることによって——これはシルバー人材センターを中心としておりますが——管理を実施しておるところでございます。これは雑草の除却、除去ということで管理をしているところでございます。

生活道路以外ということで、例えば水路でありますとか、里道でありますとか、生活に密着したところにつきましては、地域の皆様でお願いをして管理をしていただいているというのが実態でございます。

2点目の都市公園等のチェックあるいは処分の点でございます。

都市公園におきます除草作業あるいは樹木の剪定作業につきましては、これもシルバー人材センター、また民間の造園業者に業務委託をいたしまして管理をしているところでございます。利用者の多い都市公園は、週に3回、4回といった除草作業をしているところでございます。町所有であります帰属公園、町内に数多くあるわけでございますが、この帰属公園につきましては各自治会で除草作業あるいはごみの処分をお願いしているところでございます。

この都市公園の観察チェックでございますが、遊具点検というのが年に1回確実にございます。そういう点では、年に1回は確実に観察チェックはしておりますが、それ以外にも季節季節でチェックをしていると、これは担当職員でございますが、3カ月、4カ月に一度は都市公園についてチェックはしておるところでございます。

今後、今後といいましょうか、引き続きになるのですけれども、都市公園の雑草の処理あるいはごみの処分でございますが、利用する地域団体、またボランティア団体、企業に広く呼びかけまして清掃活動というのを、これも年に3回、4回行っておるところでございます。これは、ボランティアということで行っておるところでございますが、特に総合公園につきましては年四、五回、そういうボランティアによる清掃活動を行っておるところでございます。こういう都市公園を利用いたしました住民でありますとか利用団体につきましては、ごみの処理につきましては全て持ち帰っていただくということをPRして、日常のごみ処理についてなるべく軽減しようというところを考えているところでございます。

3点目の全般的な環境美化に対する考え方でございますが、住みよい町をつくっていくということで、環境美化ということについては欠かすことのできない要素であるというふうに考えておるところでございます。住民の皆様とともに美しい町を築くということは、環境美化ということも1つの大きなポイントだろうというふうに考えておるところでございます。ごみのポイ捨てでありますとか不法投棄、そういうことはしない、またペットのふんは飼い主がきちんと始末をする、住民の皆様お一人お一人が美しい町にしようという、そういう意識を持つということが美しい町につながるというふうに考えております。

私有地の管理というのは、その所有者が行うという原則がございましたところではあるのですけれども、そういったところまで行政が手助けをする、また行政が管理するということについては、なかなか一律にはできないというのが実態でございます。町といたしましては、現在行っております全町クリーン作戦あるいは河川清掃、こういった取り組みを通じまして広報活動を行っていく、また折に触れ、町広報でありますとかホームページ、そういった媒体を使いまして広報活動を進めてまいり、そういったことを通じて不法投棄を防止する、またごみの処理を適切に進める、そういったことをPRしていく、また看板の設置等も今後積極的に行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 各都市公園とかいろんな町所有の施設について、定期的に目視による状況把握、あるいは公園においては法律で器具、遊具の破損等による、あるいは劣化等による事故が起きたことを受けて、国土交通省からも年1回必ず点検しなさいよということで、その関連としてされておられるということをお聞きしましたけれども、都市公園の都市公園法施行令第10条で、適切な時期に都市公園の巡視を行い、及び清掃、除草、その他の都市公園の機能を維持するために必要な措置を講ずることということで、今その場所によっては違うかもしれませんけれども、1週間に数回とか、あるいは年に何回とかというふうな場所によって違うのですけれども、実際に公園に行ってみたときに、例えば1つの例として上太田の公園、バイパスからずっと入ってい

て上のほうへ上がっていくところ、よく業者がお昼休憩で車を止めておられるところがあるのですけれども、結構何もされてないなあと正直な感想です。落ち葉がそのまま、あれは多分桜の木の落ち葉やろうと思いますけれども、そのまま積もっていたり、階段とかのところも別に特に整備は、整備というか、きれいになっていないなあというのが1つの感想です。だから、人がよく行くところ、太田公園にしても総合公園にしても、それは目につきますけれども、あまり人が行かない場所について、例えば上太田公園、具体的な例を出して悪いですけれども、その辺の管理はどうされていますか。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 都市公園につきましては8公園ございます。先ほどおっしゃられてます上太田公園、これにつきましても業者委託をさせていただいております、樹木の剪定、防除ほかということで管理をしております。

御指摘の階段部分とかに落ち葉が残っておるとかそのあたり、通常パトロールもしておりますので、そのあたりでも確認をさせていただきながら、適正な管理というところを努めてまいりたいと考えております。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 それから、太子山公園であった件なのですけれども、町民からふだんあそこを上まで散歩コースで上がっている人の感覚と町は年数回、除草とか雑草を処理しているという、町民はもっときれいになってほしいなあという思いがあるのですけれども、例えば正面のSLからほぼ正面から上がることを町民から言われて見たら、階段まで雑草がかかっている。実際に上がってみたら、聖徳太子の像がありますけれども、その周辺は雑草だらけとか、町民目線から見たときに何でやと、総合公園はいいですよ。総合公園はいつもきれいにしてありますけど、太子山公園というたら、ふだん地元の人が利用する公園やのに何でというふうな声、これは実際まちづくりの集いでも斑鳩地区でも言われましたけれども、何でと——しばらく1カ月たったらきれいになってました。町長も雑草が取り払われたという状況で、町民目線と当局からの考える整備の考え方がちょっと違うような気もせんでもないなあと思うのですけれども、その辺の感覚はいかがでしょうか。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 太子山公園につきましては、平場の下の部分、公園で平場の部分につきましてはシルバー人材センターの方をお願いをして、これは頻繁に落ち葉拾いとか草引きをさせていただいております。

御指摘の山のほうといいますか、山頂のほうに向かう道、また山頂部分につきましては太子山の林床整備ということで、樹木の剪定とか下草の撤去とかというところを業者のほうに委託をさせていただいて整備をしております。斜面地に樹木とか雑草とあってありますので、シルバー人材センターに頻繁に草の管理をというところはちょっと危険が伴いますので、専門の業者のほうに斜面の管理、管理といいますか、草引き等をしていただいております。それが年1回ということになっておりますので、先ほど言われましたように、町民の方がおっしゃられるちょっと茂ってるときと業者委託が終わってきれいになったときというところ、このあたりのギャップというところがあるんだと、それは認識をさせていただいております。このあたり、茂ってるところがありましたら、まちづくり課のほうで直営で草の防除とかというところもしておりますので、そのあたりはパトロールなり、連絡いただいた際に適切に対応しておりますので、引き続き管理をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 そういうことで、町の職員も大変ですけれども、ある程度回数を増やしなから、いろいろ見回っていただきたいなど。業務の合間で動くので、ちょっと大変かもしれませんが、特によく利用する公園は本当にきれいですけれども、あまり利用されないような、どこでしたっけ、きたやま公園やったかな、昔行ったときに鹿のふんがいっぱい地面にずっとあって、どこを歩こうかなというふうなこともあったりして、ふだんあまり人が利用しないようなところは特にたまに行くとか何やこれはということになりますので、またその辺を気をつけてもらいたいと思います。

それから、経済建設部長は御存じかもしれませんが、道路の緑化技術基準というのを御存じ、分かりません。これは国土交通省から出とんですけれど、道路の緑化技術基準の中にも、道路の緑化とかいろいろあるのですけれども、植栽等についても道路空間や地域の価値向上に資するよう努めるとともに交通の安全、適切な維持管理及び周辺環境との調和に留意しなければならないと、これも樹木が邪魔で交差点が見にくいところが出てきてます。危ないと、私は直接事故の現場を見たわけではないのですけれども、やっぱりそういうところもあります。これは国土交通省の道路緑化技術基準というものです。だからその辺、生活道路全般もそうですけれども、やっぱり太子町は住みやすい、安全な町やというふうに皆さんに知っていただきたいと思えますし、もう一点だけお聞きします。緑の基本計画というのは御存じですか。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 具体的には存じ上げておりません。

○議長（松浦崇志） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 緑の基本計画というのは、これは国土交通省からあるのですけれども、太子町の都市計画マスタープランの中にもその考え方は載ってるので、あえて別に基本計画にはなかったでもいいかなあと思うのですけれども、その緑の基本計画の中に、市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画です。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができます。これは、都市緑地法第4条を引用してこういう計画があるということで、市区町村が策定しますということで、計画の内容もこれはホームページをまた見てください。緑地の保全及び緑化の目標と、だから国を挙げて緑地、いろんな都市公園もそうですし、生活する中で緑地を守りながらきちっと管理していただきたいという、そういう国の願いですので、今後最後に太子町はやっぱり住んでよかったなど、緑豊かで、ただこれは農地との関係もあるので、そこまで私は今回言いませんけれども、今後住みやすい太子町にしていきたいと思えますので、よろしくお願いします。今いろいろ言った分について、また研究のほうだけよろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（松浦崇志） 以上で中島貞次議員の一般質問は終わりました。

次、吉田智子議員。

○吉田智子議員 議員番号1番、吉田智子です。通告に従いまして一般質問させていただきます。

1つ目、経済発展の政策について。町の経済発展のための政策についてお伺いします。

(1)昨日（9月定例会初日に）、令和4年度の決算書が提出されたところですが、経済状況の活性化により、税収は伸びているものと思えます。令和2年度から令和3年度においては、税収は町税で1.2%増加しており、税収全体も増加傾向にあったように思います。

そこで、今年度を含め、今後税収はどのように推移するとお考えになっているか、見直しをお

伺います。

(2)過去の決算書から見ると、法人の数が増加しております。令和2年度から令和3年度においては、624社から639社へと15社増加しており、法人の設立または太子町へ進出していることのあると考えられています。太子町は、恵まれた立地、環境のおかげで民間の活力は大いにあります。商工会等が創業塾を開催しており、また国などの補助金があり、起業がしやすくなっていることも影響しているかと思われます。民間活力をさらに生かし、今後とも経済の活性化、さらなる税収の安定的確保を図るためにも、行政としてさらに起業しやすい環境をつくっていく必要があると考えるため、以下について伺います。

①町長は「30のお約束」の中で、企業誘致、創業支援補助金の創設を掲げておられますが、これらの政策の進捗はどのようになっていますでしょうか。

②町としては、どのような企業や産業に育ってほしいという考えはあるのでしょうか。

③それにより、この町をどのようにしていきたいかというお考えはありますか。

(3)現在、太子町においては、特産品としてみそ、タケノコ、イチジク、そうめん、サンショウ等があると思いますが、現時点では十分に認知されていないように思います。これらを太子町の中心的産業としてさらに成長させていくためには、町と事業者、商工会が一体となって盛り上げていく必要があると考えます。今後、町としてどのように支援していくお考えがあるか、お聞かせください。

以上です。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私のほうからは、(1)の今後の税収の見通しについて答弁させていただきます。

町の税収につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業業績の回復等により、緩やかに増加しており、令和4年度歳入におきまして、町税全体では前年度比0.8%の増となりました。令和5年度におきましても、引き続きの増加を見込んでおります。また、町内におきまして、今後大規模な工場、倉庫等の建設が予定されており、将来的な固定資産税の増収が見込まれるところでございます。

しかしながら一方、世界情勢の不安定化による原油価格や物価高騰、円安から、社会経済活動の先行きに不透明な状況が継続しておりますので、国の施策等の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 私のほうから、(2)から答弁させていただきます。

まず、(2)の①でございます。

近年、町内におきましては小規模な飲食店——スイーツ店とか物販店舗など——新規の出店が見られております。また、経済センサスによりますと、町内事業者の数、これも大きな変化はございません。これにつきましては、幹線道路沿道での商業施設の入れ替わりが多くあります。また、工業施設につきましては、町内の工業地域に設定しておりますのは東芝の工場敷地のみでございまして、また一方、市街化調整区域にあります既存工場、これを活用する方法も調整区域という法の規制、このハードルが高く、なかなか容易ではございません。それによって、企業誘致の受皿となる適地が乏しい実情がございまして、そのため、近く供用開始が見込まれております都市計画道路、揖保線の沿道におきます米田、沖代地区において、地区計画を活用しまして土地利用、土地活用の検討を進めておるところでございます。市街化調整区域での工場誘導区域の設定、これなどを含めた特別指定区域の検討も進めております。企業誘地の受皿となる土地を確保

するよう努めておるところでございます。

続いて、創業支援につきましては、創業塾の受講者には広告宣伝費を補助するなど、起業者支援を行っておりますが、またさらに空き家を活用した起業でありましたり、外見修景する場合には県の補助制度、この活用の御案内をしておるところでございます。今後も、中小企業・小規模企業振興基本条例に基づく協議会の場におきまして、様々な御意見を伺いながら、地域産業、地域経済の発展を目指していきたくと考えております。

続きまして、②、③をまとめて答弁をさせていただきます。

商業系の事業所につきましては、幹線道路沿道におきまして多様な飲食店、物販店舗の利便性を町民の方々が享受でき、また一方、交流人口が増やせる個性的な、例えばこれまでキッチンカーでの事業所で事業をされておった方が店舗を太子町内で開業していただくとか、そういうことで相互に誘客を行えるようになればよいと考えてございます。

工業系の事業所につきましては、太子町にはなくてはならない東芝の半導体、これを基軸にこの関連工場の立地によります相互効果、また太子町の既存の事業所へのよい効果が出るような、そのような企業が立地、また育っていただきたいと考えてございます。

太子町は、姫路市や阪神地区のベッドタウンとして住みやすい町を目指してまちづくりを進めてきましたが、引き続き、日々の経済活動に必要な各種事業所がそろうにぎわいを創出、維持し、町民の方々が高い利便性を享受できることで満足感が得られる町となるよう、また若者が多い町の特徴を生かした起業でのチャレンジをしやすくなる各種施策、このあたりを検討していきたくと考えております。

続きまして、(3)でございます。

特産品、太子みそにつきましては品質管理、また効率的な経営などについて、生産者に町と県で御支援を行ってございます。多団体で行われる交流イベント等への出店、これで認知度を上げるよう現在努めておるところでございます。

サンショウにつきましても、太子サンショウ研究会の会員によります、会員に対しまして苗木の購入、販路の拡大に係る補助を行ってございます。生産の拡大を図っておるところでございます。苗木の成長とともに徐々に生産量が拡大をしておるところでございます。町外の加工業者への出荷、それと町内の飲食店、特に商工会の会員事業所への町内サンショウを使ったメニューの開発を依頼し、販路拡大とブランド力の向上に努めておるところでございます。NHKで地域の取り組みとして取り上げられたことも影響しまして、町民の方々から直接購入したいというようなお問合せもあるように聞いてございます。

また、イチジク、タケノコ、そうめん等、このような商品を町内の飲食店でいろいろメニューの開発をしていただくということで、太子町の特産品としての魅力、これを発信してまいりたいと考えてございます。

町内産の材料を使った加工品、特産品を扱う事業者には、毎年開催される西播磨フードセレクション、これに出品する依頼をさせていただき、神戸新聞や播磨リビングなどのメディアに取り上げられることで、認知度がどんどん向上をしておるところでございます。

今後につきましても、イベント、商工会が開催する物産展、このあたりに町内産の農作物の地産地消、食育の活動などを通じて、太子町の特徴、魅力というところの周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 吉田智子議員。

○吉田智子議員 まず、最初の1点目なのですが、町の今後の税収の推移なのですが

も、町としては何か年計画とかという、そういう税収の見込みの計画といったものを立てられたりはするのでしょうか。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 町の財政として見込む部分はございますけれど、実際には税制の改正に伴って税額が決まるものでございますので、状況としては読めない部分というのはかなりあるものというふうに考えております。

○議長（松浦崇志） 吉田智子議員。

○吉田智子議員 なかなか見込めない部分もあるかとは思いますが、一般的に企業というものは計画を見込んで経費の出だったりとかというのを計画を立ててやってるものかと思えます。今後、先ほどの話とかもありましたけど、エアコンをつけたりといったところにも財政の支出が出ていくものかと思えますので、長期的な見通しというものを持って、設備投資というところまで含めてお考えいただけたら、今後のそういった政策についても取り組みやすいかと思えます。

あとこの間、まちづくりの集いで話があったのですけれども、太子町には大体のものはそろっているのですけれども、これといったものがないというようなお話がありまして、若い方からも太子町ってなあにって聞かれたら、いや何もないんだよねなんていう話もあったりとかしますので、質問の(2)②③に絡むところではありますが、太子町といったらこれがあるんだよみたいな、そういった経済的なもの、中心的な特産品というものを積極的に発信して行って、それによって町のにぎわいというものを創出できるかと思えますので、引き続きの取り組みをお願いしたいと思えます。

続きまして、2番目、まちのにぎわいの創出についてお伺いします。

(1)さらに経済の持続的発展のため、現在民間は様々な取り組みを行っております。例えば、商工会が部会（商業部会と工業部会）を立ち上げ、それぞれの部会で経済活性化のため何をすべきかとの研究が始まっております。また、昨年、聖徳太子1400年プロジェクトを機に国際コメディフェスティバルと題してコメディアンを呼んでお笑いライブが行われておりました。今年も開催予定と聞いております。このようなイベントを海外では小さな町で町を挙げて1週間程度行い、産業として成り立っていると聞いております。コロナ禍が明け、世の中では様々なイベントが復活しつつあります。町の活性化のためには、このようなイベントを行うことも起爆剤となり効果的であると思われまます。

町長の「30のお約束」の中に、総合運動公園を活用しまちのにぎわいを創出するというものがありますが、どのように創出しようとしているのか、町としての考えをお伺いします。

(2)にぎわいを創出する場所としては、総合運動公園だけでなく、丸尾建築あすかホールもあります。あすかホールは、民間事業者が利用するには、予約を取って実際にイベントを行う際に様々な制約があり利用しにくいとの声を聞いております。にぎわいの創出だけでなく、文化の承継をしていくためにも、あすかホールや総合運動公園等、町の施設を民間に最大限活用していただき、文化や産業を活性化する必要があると思われまます。それらをより利用しやすい施設とするために、またイベントを継続して行うためにイベントへの補助や施設の利用料金の補助、広告等、何かしら町からの支援策というものはございますでしょうか。

以上です。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 私のほうから、(1)の総合公園を活用したにぎわい、これについて答弁をさせていただきます。

総合公園におきましては、令和3年度に人と自然の触れ合いの場や地域の交流の場として、体

験学習施設を開設したところでございます。これを契機としまして、公園の新たなにぎわい創出に向けて、体験学習施設運營業務を民間の事業者へ委託をしておりますところでございます。この効果として、公園から始まるコミュニティーの輪が見られ、週末になると、キッチンカーや住民が企画運営するイベント等、これが開催されるなど、公園のにぎわいが創出されているところでございます。

こうした取り組みを継続することで、今後公園で生まれた人と人とのつながりは地域へ広がり、まちづくりのイベントやコミュニティービジネスの創出など、まちのにぎわい、地域の活性化と展開していくことを期待して支援をしておりますところでございます。

またあわせて、公園利用者からはドッグランを公園に設置してほしいとの声もございまして、どのような公園の使い方を望まれているのか、こういう町民のニーズに合わせて、今後公園の整備というところの課題を検討まいりたいと考えておりますところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 教育次長。

○教育次長（森 文彰） 私のほうからは、(2)のあすかホール（文化会館）の件についてお答えさせていただきます。

本年度で30周年を迎える文化会館は、本町における芸術文化、生涯学習の拠点として位置づけられており、町のにぎわいの創出には欠かせないものとなっております。また、文化芸術活動を行うことによりまして、人々の心に憩いや活力が生まれることは、住みやすく心豊かな地域社会を形成する上におきましても、ますます重要なものであると我々も強く認識しております。

文化会館の貸し館事業において、議員御指摘の様々な制約があり利用しにくいという点についてでございますけど、その運営や利用方法につきましては、条例規則等の定めにより利用者の公平性等にも配慮して行っているところでございますので、その点については御理解を賜りたいのと同時に、また民間事業者の利用促進を図っていく中で、より気配りのある接客を行っていくことは言うまでもありませんけれども、制約があり御不便をお感じになられたというお声についても真摯に受け止めまして、分かりやすい情報発信にも努め、文化の活性化、地域に根差した文化会館として、今後貸し館事業の参考にさせていただきます。

なお、イベント補助などの町による各種補助、支援策についてでございますけれども、現在のところ、町からの金銭的な支援策というものは特にはございませんけれども、例えば町民や団体等が様々な催しや募集の告知ができます当町ホームページ内のまちづくり掲示板の活用や、兵庫県などから補助金の情報を文化会館ロビーで掲示するなど、イベントをされる方にとって有益な情報を告知させていただいておりますので、御活用していただけたらと思います。

今後とも、にぎわい創出、文化の活性化に向けまして、様々な人の声にも十分に耳を傾けまして、皆様が利用しやすい会館運営を目指しまして努力してまいります。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 吉田智子議員。

○吉田智子議員 他市町では、こういった公の施設を利用するに当たりまして、住民であれば利用料の減免があったりとかという声もあるようですけれども、町としてそのあたりというのは今後もしていくような方針というのはお考えないでしょうか。

○議長（松浦崇志） 教育次長。

○教育次長（森 文彰） 今のところはそのような考えはございません。そういったニーズといいますか、皆さんの声に耳を傾けまして、そういったことが必要となれば検討をしていくということでございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 吉田智子議員。

○吉田智子議員 今現時点では、あすかホールの大ホールを使うに当たりましては、12カ月前から1カ月前という制約がどうもあるようで、太子町にもっと大きなイベントを呼ぼうと思いますと、やっぱり12カ月前ではちょっと予約、もう少し前から予約ができないと、そういったイベントができないというような声もあるのですが、その辺使いやすく変えていこうとかという、そういうお考えはありますでしょうか。

○議長（松浦崇志） 教育次長。

○教育次長（森 文彰） 先ほどの答弁と同じになってしまうかも知れませんが、そういったニーズ等もいろいろお聞きしまして、必要があれば検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 吉田智子議員。

○吉田智子議員 せっかく太子町に住んでるから、太子町でイベントをやりたいんだけど、こういった制約があるから、だったらもう姫路市でやろうかなという声も聞いております。なので、町としてもそういったにぎわいの創出というのは経済効果につながり、税収の増加にもつながっていくと思われまますので、できる限り町としてもそういった利用のしやすさですとか、町として広告をすとか、チケットの販売に協力するといった住民目線での何かしら支援をしていただくことで町の活性化、にぎわいの創出というところを御検討いただければと思いますので、今後ともよろしくをお願いします。

以上をもって一般質問を終わります。以上です。

○議長（松浦崇志） 以上で吉田智子議員の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 午前11時42分）

（再開 午前11時42分）

○議長（松浦崇志） それでは、再開します。

次、出原賢治議員。

○出原賢治議員 議員番号5番、出原賢治でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1番、戸籍等の事前登録型本人通知制度について。

住民票や戸籍謄抄本の不正請求を防止し、不正取得による個人の権利侵害を抑制することを目的として、多くの自治体で事前登録型本人通知制度が実施されています。兵庫県下におきましては、41市町のうち、太子町と神戸市を除く全ての自治体で同制度が設けられており、登録者を増やすための努力と広報が行われている状況です。

戸籍等の不正取得は、深刻な人権侵害につながるおそれがあり、不正に開設された金融機関の口座等が犯罪に利用されるという懸念もございます。兵庫県下のほとんどの自治体が事前登録型本人通知制度を導入する中で、太子町が悪意ある第三者に狙われることがないように検討することが必要と考えております。

そこで、以下質問いたします。

(1)この質問は、4年前に同一の趣旨で質問させていただきまして、そのときの答弁では、引き続き国の状況とか他市町の状況を研究していくという、そういう回答だったと思いますが、どのように今現在進捗しているか。

(2)本町でも不正取得された場合の通知制度がございます。それを事前登録型に移行するということの必要性はないか。

(3)今後どのような施策や取り組みを行おうと考えておられるか。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） お答えいたします。

まず、(1)でございます。

令和元年に御質問いただきました際に、本町におきましては被害告知型の通知制度を導入しておりまして、不正取得をした事実が明らかになった場合は、当該本人様にその旨を書面で通知することによりまして、本人の権利や利益を保護するとともに不正取得の抑止に努めている旨をお答えさせていただいております。

その後につきましては、調査研究していく中で法務省が実施いたしました本人通知制度実態調査、その結果におきましてこの制度を導入している市区町村からは、不正請求等の抑止効果を期待することができるという意見が多くある一方で、戸籍謄本等を取得されたことを本人に通知する場合に通知内容に請求者氏名等の情報が含まれていない、そういったことから通知を受けた本人が不安感を持ってしまい、そのためにトラブルになるという事案もあるといった問題が指摘されてございます。

また、日本弁護士会などからは、正当な理由によって交付を受けた第三者の権利や個人情報にも配慮が必要とございまして、債権保全命令の申立てとか配偶者暴力の被害者からの離婚調停の申立てなど相手に知られることなく手続を進める必要があるケースがあるといったところで、そういったケースにも配慮が必要との意見が寄せられるなど問題点が多々あることも分かりました。

あわせて、制度を導入している多くの自治体からも、全国一律の運用を求めまして法整備を要望する声が上がっております。本町といたしましても、兵庫県戸籍住民基本台帳事務協議会及び全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会を通じまして、法務省とか総務省へ要望を継続して行っております。

続きまして、(2)でございます。

事前登録型への移行でございますけれども、兵庫県内41市町のうち、事前登録型を導入しているのは39市町で、未実施は本町と神戸市のみでございます。そのうち、登録率が1%を超えている市町が13市町、1%未満であるというところが26市町でございまして、平均の登録率は1.3%となっております。また、その登録制を持っている市町のうち、2年から5年ごとに登録の更新が必要な市町が9団体ございます。その団体につきまして、再登録の率を調査しましたところ0.1%、住民に対しまして0.1%ということでございますので、平均登録は1.3%、それが0.1%に落ちるということで、再登録のときには10分の1になってしまうといったところでございます。

さらに、事前登録型へ移行しました場合でも、第三者の取得後に通知されるために本人情報が不正に取得されること自体を防ぐことはできません。このため、事前登録型本人通知制度の実施には、まず本町としましては国の法整備が必要であるということが第一でございまして、今後そういった国の動きを見ながら制度の創設について考えていきたいと考えております。

続きまして、(3)でございます。

今後の取り組みにつきましては、不正請求による個人情報の悪用が人権侵害につながるということを認識した上で、第三者請求の際の本人確認や請求資格の確認など、現行の運用を徹底いたし

まして対応していくことが大切であると考えてございます。また、戸籍制度は全国統一の制度でございまして、当該制度についても全国統一の運用が必要であると考えております。先ほど答弁いたしましたように、引き続きまして各市町と連携いたしまして、国に制度の創設及び補助金等を、もし費用等がかかるようでしたら補助金等の要望も併せてしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 この問題は、かつて戸籍謄本とか住民票というのは誰でも取得できる時代がございましたが、個人情報の保護の観点から、現在では第三者による交付ができる場合というのが制限されておりまして、本人確認が原則となっています。例外としまして、いわゆる8士業と言われる専門家——弁護士とか司法書士とか行政書士とかですけれども——その方々は業務上の必要な正当な職務として行政上の手続を代行する必要から、本人確認によらずに取得することができていると。しかし、職権を悪用した不正請求の事件というのが後を絶たなくて頻発したこともございまして、平成20年には法律の改正があって、不正請求に対する罰則が強化されたということがございますが、令和の時代になった現在でも、そういった事件というのはまだ後を絶っていない現状です。背景には、そうした個人情報というのがビジネスに使われるということでありまして、個人情報の取引によって巨額の利益を得る、そういう構造があって、これは出自に関する差別につながる深刻な人権問題であるということ、それからさらには金融機関口座とか、あるいはクレジットカードなどの偽造によって犯罪とか詐欺につながるおそれがあるという、そういうことでございます。

先ほど説明がありました事前登録型本人通知制度については、一定の抑止効果はある。ただ、今話がありましたとおり、他市町の状況でも登録率が低くて本当に実効性があるかどうかという問題があるかと思えます。

それで、まず(1)から順番に確認いたしますけれども、全国で見た場合、この事前登録型の通知制度は、前回の答弁では1,424自治体のうち560自治体が導入してるということで32.5%だったのですが、その後は増えてるかどうかはわかりますか。40%ぐらいというふうに聞いているのですけれど。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） お答えいたします。

民間団体の調査の数値でございまして、公的なものではないのですけれども、令和5年7月22日現在、全国で750市区町村が導入済みでございます。以前の報告からいいますと、200足らずですか、自治体が増えているという状況でございます。率にしまして、43%ということでございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 間もなく正午が来ますが、会議を続行します。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 ということですよ、以前よりは増えてるということですよ。今、説明もありましたように、全国的な統一な見解がないために市町によって対応にばらつきがあるという問題も確かにございます。

そこで、先ほど申し上げたのは、これが人権に関わる問題ですので、ではどうしていくかということになるわけですけれども、その後、国に対しての全国連合戸籍住民台帳協議会、これを通じた働きかけというのはまだ続けておられるという話でしたが、国とかあるいは県のほうの見解

というのはどのような感じですか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 引き続き、国に対しては戸籍を取り扱うところ、県も各市町も一緒に国のほうへ要望をしているところでございます。国の姿勢がはっきりと前向きではない回答が現在来ておりますので、県としましても、引き続き各市町と同様に法制化を求めているところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 これも説明がございましたが、そういった不正取得による人権侵害の一方で、例えば8士業の方が正当な業務によって行うこと、これに関しては先ほど言いましたDVの被害でありますとか債権者の方の保護とか、そういったほうの人権を守るという観点もございましょうから、なかなかそこは難しい問題かとは思いますが。ただ、この問題というのはやはり人権に関わる問題でございまして、それが未然に防ぐように、現在そういう問題があるわけですから、結局どういう制度設計なり、取り組みをしていったらいいのかということをしっかり考えていく必要があると思います。先ほど、今後も県、国あるいは他市町と連携して調査を続けるという話でございましたが、具体的にどういう取り組みをされていくか、今後どのようにお考えですか、町長いかがですか。

○議長（松浦崇志） 町長。

○町長（沖汐守彦） この問題については、私が県の教育委員会、人権関係の部署にいたのが平成22年、23年の頃はおりましたので、大阪府、鳥取県等で本当に不正取得、今言われる8士業と言われる国家資格がある方が残念ながら不正に利用したという案件が多くて、そしてこういう動きがあったんだろうと記憶をしております。

太子町では、やはり戸籍等の事前登録型本人通知制度は、研修会等で私が登録をしないことには通知がされないのです。この制度をつくっても、私に登録してくださいよということで登録をしないと通知がされないのです、その部分の両方要るんだろうと思います。制度だけつくっても、悪用するとか自分の出生によって差別を受けるとか、そういうどちらも許さぬという制度の部分と通告が要るので、太子町の場合、人権は太子町民主化推進協議会とも連携をしながら取り組んでおりますので、そういう関係団体とも協議しながら、そして一方で、この登録には今大きな流れとして、令和7年度末までに住基の住民票の登録あるいは税の登録が全国で標準化されるということで、同じシステムが令和7年度末までに導入される大きな動きがあります。その関係もありますので、太子町としては令和7年度末、その大きな動きの中で、あるいは太子町民主化推進協議会の研修も含めて太子町の、中村会長をはじめとする太子町民主化推進協議会の中で協議もしながら、前向きには検討はさせていただきたいと思っております。

○議長（松浦崇志） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 前向きに検討ということですが、私もこの事前登録型の制度、これだけが答えではないと思っておりますし、今おっしゃられたように制度をつくるのがゴールでもないと思います。ですから、問題は今現在そういう危険性、リスクがあるということです。人権侵害のリスクや犯罪や詐欺につながることを事前に防止するためにこういった制度設計が要るかということで、引き続き研究していただければと思います。

ちょっと実情についてもう少し聞きたいのですが、現在太子町でも本人通知の制度がございません。これは、実際にそういった事件化した場合、問題が起こった場合に本人に通知するという制度ですが、これの実際の運用の状況はどんな感じでしょうか、実績として。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） お尋ねの不正取得が明らかになった場合は本人に通知するという制度でございます。過去5年間を調査いたしましたところ、太子町におきましてはゼロ件でございました。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 ゼロということで、実際に事件化するというのはかなりまれなわけですから、そうならない限り、これは制度があっても実際何もないのと同じ状況です。

前回の質問では、こういった戸籍とか住民票の申請は大体年間2万7,000件あって、うちその5%、1,700件ぐらいが第三者からの申請ということになっておりますが、これも大体今も同じような状況ですか、変わりはないですか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 数字を拾っているのが印鑑証明とかが入ってございませんでして、戸籍と住民票だけの取得の状況を申し上げます。

平成30年度には、戸籍と住民票を合わせまして2万2,142通の請求がございました。そのうち、第三者請求は1,445通、率にして6.5%、同様に令和元年度でございます。2万2,303通の申請に対しまして、第三者請求が1,727通、率にして7.7%、同様に令和2年度が2万346通の申請に対しまして、第三者請求が1,520通、率で7.5%、令和3年度が2万402通に対しましてそのうち第三者請求が1,693通、8.3%でございます。令和4年度につきまして、2万474通、そのうち第三者請求が1,763通、率にして8.6%でございます。このように、6.5%から8.6%といった第三者請求の率でございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 大体、4年前とほぼ同じ、変わらないぐらいの傾向かと思えます。若干、第三者請求が増えてるようにも思いますが、ほぼ一緒かと思いますが、もちろんこうした中には正当な業務としてされているものがほとんどだろうとは思いますが、こういった中に水面下でそういったことがないかどうかということが危惧されるということです。これは将来の見通しとしてはどうですか。変わらないですか。今後マイナンバーカードが導入されていくことの中で、将来に向けた変更点というか、変わる場所があるかとは思うのですが、いかがですか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） さらに、マイナンバーカードを使ってコンビニで取得する、時間帯が増えるわけでございますので、できるだけ御本人に戸籍謄本等を取っていただくのが原則であろうと思っておりますので、そちらが増えていくと、必然的に第三者にお願いするような事例も減っていくのかなあと考えてございます。行政DXの進展に伴いまして、官と官とのやり取りでしたらもう戸籍謄本は要らないとか、そういったことにもなっていくようでございますので、今後第三者請求の割合というのは減っていくものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 コンビニで取得する場合は本人が原則になりますので、そうでしょうし、将来確かに戸籍の発行自体というのが時代とともに変わっていくこともあるかと思えます。ですから、もちろん制度は導入すれば終わりではないですから、当然導入することによってかかる費用もございまして、そういったところ、将来の見通しも含めて慎重な判断で検討していった

だけだと思います。大事なことは、そういった人権侵害のリスクが今現にまだ残念ながらあるということで、その目的のためにどうするかということで考えていただければと思います。

以上ですが、よろしいですか。それでは、1番目の質問はこれで終わります。

○議長（松浦崇志） 暫時休憩します。

（休憩 午後0時07分）

（再開 午後0時07分）

○議長（松浦崇志） 再開します。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 それでは、2番目の質問に参ります。

2番目は、透析患者に対する災害時のケアについてでございます。

慢性腎不全により人工透析が必要な患者は、2日か3日に一度は医療機関での透析の実施が生命維持に不可欠です。平時には問題がなかった医療ケアであっても、災害時の混乱の中で滞ることは想定しておくべきリスクであります。数日のうちに命の危険が迫る事情を鑑みれば、事前に十分な体制整備が望まれると思われまます。

そこで、以下の質問をいたします。

(1)町として透析患者の実態の把握はできているか。

(2)災害発生時の人工透析供給体制の確保について、国や兵庫県、医療機関、近隣市町と連携して対応できるように事前の体制準備はできているか。

以上です。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） まず、(1)町として透析患者の実態を把握できているかということでございます。

本町における透析患者数でございますけれども、腎障害で障害手帳1級をお持ちの方とほぼ同数であると認識してございます。令和5年3月末時点で91名と把握してございます。ただし、この数字でございますけれども、障害手帳の発行から数年たっておられる方もいらっしゃいますので、随時変わっているのが現状でございます。また、透析患者の中には、高齢で治療のために住民票とは違う場所で家族と生活しておられる方もおられたりしまして、実際に住民票と体が同じところにあるといったものでもないというところがございます。実態を把握するのが非常に難しい状況でございます。災害時におきましては、透析医療機関の情報提供がなされるようでございますので、その情報を基に対応してまいりたいと考えてございます。

続きまして、災害発生時の体制確保等でございます。

つい先日、8月24日でございますけれども、腎友会の方々が太子町のほうへ来庁されました。そのとき、私も同席しておりましたが、その中で災害時における透析患者への対応についても議論がなされたところでございます。その議論の中で、私ども行政側がいろいろと教えていただいたことも数多くございました。行政側の情報では、透析患者の方が分かっておりますけれども、住所と氏名ぐらいでございます、どの避難所に避難されるのかなという町内の避難所の予測をするのが精いっぱいでございます。そういったところで、腎友会の皆さんからは住所地にいらっしゃるかは分かりませんよということで、よく居場所は変えられますのでとおっしゃいました。そういった居場所や連絡先を把握しているのは、医療機関でございますということで教えていただきました。災害時には、まず透析患者はかかりつけの医療機関に連絡を入れることになっておるようでございます。安否が確認できるのも、医療機関であるということでございます。

そこで、行政としてどのように対応するのかということでございますけれども、西播磨県民局のほうで作成されております西播磨圏域地域災害救急医療マニュアルというものがございます。これによりますと、まず第1に透析医療機関は日本透析医会災害時情報ネットワークに人工透析患者の受療状況とか自分とこの病院の稼働状況等の情報をまず発信いたします。その登録等が終わった段階で、龍野健康福祉事務所、それから赤穂健康福祉事務所、それから災害時の透析医療リエゾン——このリエゾンというのはフランス語でございます、つなぐとか連携、そういった意味があるようでございます——このリエゾンは、公立宍粟総合病院と赤穂市民病院にいらっしゃいます。それらの方々が連携いたしまして、災害時情報ネットワークを活用しまして透析医療機関の被害状況を把握しまして、患者を受入れ可能な医療機関の情報を収集いたします。その収集した情報が太子町へもたらされますので、町の役割はそれからでございます。町といたしましては、避難所、救護所、それから町内医療機関等を通じまして、透析患者や団体等への確かな情報を提供しまして受療の確保を図ることとなります。

町といたしましては、各避難所へ避難する際に、受付の場において世帯単位の避難者名簿、それから健康チェックリストというものを記入していただくことになっております。その記入時に透析治療が必要である旨を明記していただきまして、町でその把握ができるように様式の工夫も含めて改善していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 災害時の透析供給体制の確保につきましては、厚生労働省からも通達が出ているところでございまして、これは県に対する要望として出されています。その中で、透析の環境を確保する、平時から情報把握に努めておくことであるとか、水とか医薬品の確保、市町村も含めて連携体制を取っていくということがございまして、それが今ちょっと説明にありましたように、医療機関の日本透析医会災害時情報ネットワーク、それから県の龍野健康福祉事務所、それから町という形で連携を取っているという話だったかと思えます。

全国の透析患者は、2021年の段階で34万9,700人ということで、全国地域差はあまりございません。そうしますと、人口規模から考えますと、太子町でも100人前後ぐらいかなと、大体今91名ということで把握されているということですが、まず情報の更新はどうするのかと、新しく透析患者になれる方がおられるかと思えますけど、今把握してるものに対して、それを更新する情報把握について、それについてはどのような状況ですか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 実際のところでございますけれども、医療の情報を正確に持っているのが国民健康保険加入者の方と後期高齢者医療制度に加入の方が正確に医療情報が分かるということで、例えば今8月ですので7月に透析を受けた方ということで抽出をかけますと、この2つの保険制度に入っている方につきましては、人数と個人名簿が出てくるようなシステムになってございます。それ以外の保険に入っている方については、医療情報がございませんので、実際のところは分からないという状況でございます。そこで、障害のほうで腎障害の1級ということで、手帳を出している方との名簿とマッチングをしまして、透析を先月受けてないけれども、障害者のほうで登録がありますよということを含めまして出した数字が91名でございます。

そういったところで、毎月透析を受けてる方々については、国民健康保険の加入者と後期高齢者医療制度の加入者についてはすぐに名簿が毎月出るのでございますけれども、障害の方については担当のほうで受付した段階で分かりますので、毎月の更新は可能でございます。そういった状況で、ほかの保険に加入してる方で透析を受けてる方の情報がひょっとしたら漏れている可能性もなきに

しもあらずといったところで、それが現状でございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 国民健康保険、それから後期高齢者医療制度の登録、それで91名ですか。それプラス腎障害1級、これで合計で91名ですか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） ちょっと分かりにくい説明で申し訳ございません。

その月に人工透析を受けられた方々の名簿は、国民健康保険と後期高齢者医療制度のほうは出てきますので、その名簿と腎障害が要因で障害者手帳を取得されてる方、この名簿をマッチングしまして、ほとんどの方が名前は一致するのですけれども、障害者手帳をお持ちだけでも、先月において人工透析は受けられてないという方も名簿には入れております。そういったところで、91名という把握でございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 1カ月に一度、そうやって更新されるということでしたら、ほぼ把握できてるということだと思います。といいますのは、災害がいざ起きた場合、これはいつ起こるか分からないわけですけど、非常に混乱することが予想されます。その中で、最初に申しましたように、1日、2日の勝負になりますから時間がないということなのです。ですから、あらかじめ十分に情報を把握して、そして体制を取っておくということが必要であろうというふうに考えるから質問してるわけですけど、それで先ほど避難所において入所された方の名簿をその場で作ると、それは非常にいいことだと思います。その段階で、透析が必要な方はどなたかということ把握するということは非常に有効なことだろうと思うのですが、まず町民に対するアナウンスというのをもちろん避難所でもされるでしょうし、平時からでもそういったことはアナウンスしておく必要があるのではないかと考えますが、いかがですか。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） あらゆる媒体を利用いたしまして、命に関わるようなことでございますので、どんどん発信していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 避難所といいますのは各地に分かれていますよね。それぞれのところで登録した情報というのが災害対策本部にちゃんと集約される仕組みというのは考えておられますか。そういったことが非常に大事だと思うのですけれども。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 避難所のほうに避難をされた方につきましては、先ほど生活福祉部長が言いましたアンケートを取らせていただいた上で、その方については被災者支援システムのほうに町としては登録をさせていただきます。その上で、どちらのほうに避難をされてるという情報も一括して本部のほうでは確認できるような仕組みとなっております。

○議長（松浦崇志） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 繰り返しますが、患者本人にとっては時間がないので、そこら辺は十分に体制を取っていただきたいというふうに思っております。

そういった災害がいざ起きたときに速やかに行動できるためには、訓練というのが欠かせないかと思えます。先ほど、最初に申された医療のネットワークから県を通じて町に下りてくる、そ

れを受けてどう動くかといったことも、平時から想定して訓練することが欠かせないかと思うのですが、訓練ということに関しては今はどういう状況ですか。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 腎臓障害をお持ちの患者の方に特化した、いわゆる人工透析に特化したような、特化というのですか、今までそれも含めた訓練というのは実際には行っておりません。どういう形で訓練ができるのかということは十分に研究させていただいて、もしこの要素も含めることができる、今後ここ二、三年、町が主催する避難訓練というのは実施できなかったのですが、今後訓練を行う中で、この要素も取り入れることができるということであれば、積極的に項目として取り入れていくということも検討させていただきたいと思います。

○議長（松浦崇志） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 今日透析についての話を取り上げましたけど、災害時においてケアが必要ということに関して言えば、それに限らないだろうと思います。問題は、そういった災害がいざ起きたときに速やかに行動できるかどうか、それを平時から備えておくことを怠らなかつたがために被害が起きないという、そのことが大事だろうというふうに考えております。ですから、今日質問した内容につきまして、もう一度、実際に訓練として具体的にどうするかということも含めまして、町の中でよく検討していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 訓練の方法等については、場面場面に応じて臨機応変に対応しないといけない部分というのがございます。それを、実践的に訓練の中でやっていくことによって、スムーズな運営のほうができるというふうに感じますので、防災訓練の中でもいろいろと研究しながら取り組み方法を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（松浦崇志） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 あと、町民に対するアナウンスというのも非常に大事で、先ほど質問しましたけれども、平時から災害においては避難バッグとかを用意されてる方も多いかと思うのですが、例えば薬をちゃんと避難所に持ち込むであるとか、透析の患者の方でしたら、まずそういったところで申告することができますよと、あるいは困ったことがあったら、そういうときは町に対して聞いてくださいよというようなことを平時からアナウンスすることが大事じゃないかと思ってるのですけれども、その点はいかがですか。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 避難所のほうに避難される方につきましては、ある程度自分自身で必要な備えというものをさせていただかないといけない部分というのがございます。そのことにつきましても、防災ハザードマップのほうでも、各自準備をしていただくようなものについて明記させていただいております。そこら辺も、今後ホームページ等でも今載せさせていただいておりますけど、いろんな形で広報等も使いまして周知のほうをしていけたらというふうに考えております。

○議長（松浦崇志） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 もう最後にしますけど、以前に講演会で聞いた話なのですが、20世紀の末頃、これから先の時代の社会、次代の社会のキーワードとして上げられていたのが環境と情報ということだった。その当時は、フロンガスがオゾン層を破壊するという、そういうことが問題になったような、そんな時代だったわけですけど、環境問題というのはにわかには言われ出したところからございました。実際にその後、企業とかで環境ビジネスにかじを切るところもあつたりとか、あるいはG A F Aといわれる今情報産業で、巨大な会社が世の中を席卷しておりますが、その当時

としては、それを予見するような状況ではなかった時代に言われてたのが環境とか情報、この2つのキーワードだったのですが、今は2023年です。これからの時代のキーワードとして、その講師の方が挙げられたのが4つございまして、それは環境と情報というのは変わらずですが、それに加えて挙げられたのが安全と人権という2つを上げられました。人権というのは私はちょっと意外に思ったのですが、考えればそのとおりかなと思います。つまり、人権、安全、こういったことに配慮できる組織というのは、きっちり対応できる組織というのは発展していくし、伸びていく。それができない企業とかというのは衰退していく。日本の中でも、そのような状況になりつつあるのではないかと考えております。私たち太子町は、人権につきましては先ほど町長からも話がありましたように、人権文化を進める町民運動として取り組んでいる、その実績がございまして。安全に関しましても、先ほど述べましたように、様々な人に対応していく必要があるかと思っております。ですから、そういったことは非常に対象者が少なくて大変であったとしても、次の時代を見据えた正しい道であるという確信と誇りを持っていただいて、ぜひともこれからも継続して続けていっていただきたい、そのように思って今回はこの2つの質問をさせていただきました。そのように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 今申されました点、十分認識をさせていただきます。

（出原賢治議員「以上で終わります」の声あり）

○議長（松浦崇志） 以上で出原賢治議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は9月1日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（散会 午後0時30分）